

2019 司法書士全国総合模試①

記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 組織変更による設立 平成30年12月2日申請

1 登記の事由

登記の事由に日付を入れている答案が多数ありました。登記の事由には、登記すべき事項から登記の事由発生の日付が判明する限り、日付の記載を要しません（昭39.3.28民甲837「商業登記法の施行に伴う登記事務取扱いについて」）。日付の記載を要する場合の典型例は、通常の手続による株式会社の設立の登記です（「年月日発起設立の手続終了」）。これに対し、組織変更による設立の登記の場合、登記すべき事項中登記記録に関する事項の記載から日付が判明するので（「〇年〇月〇日何某合資会社を組織変更し設立」）、登記の事由には日付を書かず、「組織変更による設立」と簡潔に記載すれば足りません。

2 登記すべき事項

支配人及び支店に関する事項の記載を欠く答案が大多数でした。合資会社から株式会社への組織変更による設立の登記の申請書における登記すべき事項は、①会社成立の年月日、②合資会社の商号並びに組織変更をした旨及びその年月日（商登法114条、107条2項、76条）のほか、③設立の登記事項（会社法911条3項）並びに④会社成立後に登記されて現に効力を有する独立の登記事項です。支店は③に含まれ、支配人は④の典型例です。組織変更の際し、組織変更前に設置された支店が廃止されたもののみなされるということはないし、組織変更前に選任された支配人の代理権が消滅するという事もありません。

商号区については、会社成立の年月日の記載が欠けている答案が目立ちました。会社成立の年月日を書けている答案の多くにおいては、正しく、組織変更前の合資会社の登記簿上の会社成立の年月日が記載されていました。改めて、この日付は、組織変更の効力発生日や登記の日にならないことに注意してください。

本店については、ビル名の記載がされていない答案が目立ちました。組織変更による設立の登記の申請書における本店の記載は、組織変更前の会社の登記簿上の本店と同一の場所を記載するのが原則ですが、本店移転を伴わないビル名の追加や削除などは、本店の実質的な同一性を損なわないものとして認められていることを知っておきましょう。なお、このことは特例有限会社の商号変更による移行の登記についても同じです。

また、本店の所在地（最小行政区画）である「東京都台東区」の記載しかない答案も見受けられました。定款の記載を見てこのように書かれたものと思われるのですが、通常は、組織変更前の会社の登記記録上の本店を書き写すだけです。ただし、本問は、定款附則

により同一の本店にビル名を追加する事案になっていました。

株式・資本区については目立ったのは、「単元株式数 当会社の株式10株をもって議決権を行使することができる1単元の株式の数とする」のように、定款上の表現を書き写してしまっている答案が多かったことです。ここは簡潔に「単元株式数 10株」と記載すれば足ります。このことは、「当会社の発行可能株式総数は1万株とする」などと書く必要はなく「発行可能株式総数 1万株」という記載で十分なことと同様です。

役員区については、代表取締役Bの住所及び氏名の記載を欠く答案が散見されました。Bは、12月1日付けの組織変更の効力発生日の後である12月2日に代表取締役として選定された者でしたが、取締役・監査役と同様、就任日付なしで、設立の登記の申請書に直接記載することができます。

登記記録区については、登記記録に関する事項（上記2の②）として「平成31年12月1日山川呉服店合資会社を組織変更し設立」と書けば足りませんが、ここの記載が丸ごと欠けている答案が目立ったほか、余分な記載として、本店や組織変更後株式会社の商号を記載している答案が散見されました。同時申請に係る組織変更による合資会社の解散の登記の申請書の登記記録に関する事項においては、組織変更後の株式会社の商号の記載だけでなく、本店の記載をも要することと比較して覚えておいてください。

3 課税標準金額及び登録免許税額

課税標準金額は、組織変更直前の合資会社の資本金の額である金1300万円（これは、登記すべき事項において記載すべき組織変更後の株式会社の資本金の額と一致します。）でしたが、金900万円と解答している答案が目立ちました。聴取記録中には、組織変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものが900万円であるという記載もありましたが、これは、1000分の1.5という軽減された税率が適用される額であり、株式会社に組織変更する合名会社・合資会社に共通する固定額です。本問における登録免許税額は、900万円につき1000分の1.5、これを超える部分400万円につき1000分の7の税額で計算して合算することになります。合名会社又は合資会社が株式会社に組織変更し、かつ、組織変更直前の資本金の額が900万円以下ならば、全額につき1000分の1.5の税率で計算することになりますが、実際は $900\text{万円} \times 1000\text{分の}1.5 = 1\text{万}3500\text{円} < 3\text{万円}$ ですから、3万円となります。

4 添付書面

定款・組織変更計画書・総社員の同意書の3点はほとんどの答案で書けていました。株主リストの添付が散見されましたが、これは不要です。他方、株式会社が持分会社となる場合における組織変更による持分会社の設立の登記の申請書には、総株主の同意を証する書面とこれに係る株主リスト（商登法46条1項、商登規61条2項）の添付を要することに注意してください。

印鑑証明書6通を添付し、本人確認証明書を添付しない答案が目立ちました。組織変更による設立の登記の申請書には、商業登記規則61条4項から6項までの印鑑証明書の

添付に関する規定の適用はありません。一方、商業登記規則 61 条 7 項本文の適用はありますから、全ての取締役及び監査役（並びに執行役）について、本人確認証明書の添付が必要になることを押さえておきましょう。

第 2 欄 組織変更による解散 平成 30 年 12 月 2 日申請

問 2 は、第 1 欄以外の登記を解答せよということでしたから、組織変更による株式会社の設立の登記と同時に申請すべき組織変更による合資会社の解散の登記について解答すべきでしたが、株式会社の本店の変更や代表取締役就任による変更の登記を解答してしまっている答案が目立ちました。これらの事項は、第 1 欄の設立の登記の登記すべき事項に直接記載すれば足りる点は既に述べたとおりです。

この解散の登記には、委任状を含めて添付書面が一切要りません。よって、答案作成上の注意事項 3 に基づき斜線を引けば足りませんが、「なし」と書き込んでしまっている答案が多数見受けられました。作成答案の記載に直接影響する注意事項には、特に注意してください。

第 3 欄 平成 31 年 4 月 11 日申請分

1 株式の併合

併合による変更後の発行済株式の総数を 24 株とする答案がありました。後述のとおり、25 株中 1 株は自己株式になった事案でしたが、この 1 株は、消却されたわけではなく消滅する理由がないので、この分も含めて 2500 株×10 分の 1 = 25 株となります。また、株券を会社に提出すべき旨の公告及び通知の手続が必要な場合でしたが、添付書面の名称を「公告をしたことを証する書面」としか書いていない答案が目立ちました。この場合、記載不十分として減点される危険を回避するため、「株券提供公告をしたことを証する書面」又は「会社法 219 条 1 項本文の規定による公告をしたことを証する書面」のように書くことをおすすめします。

2 単元株式数の定め廃止

登記の事由に「単元株式数の変更」と記載しつつ、登記すべき事項には、正しく年月日単元株式数の定め廃止の旨が記載されている答案が散見されました。登記すべき事項が取締役の就任、重任又は退任のいずれであっても、登記の事由は「取締役の変更」と書けばよいという習わしですが、定款変更に係る登記の事由ではそうならないので、登記すべき事項に記載する原因と同様、登記の事由の記載においても「設定」、「変更」又は「廃止」を書き分けるようにしてください。

3 取締役及び代表取締役の変更

一部の答案で、平成 31 年 3 月 28 日に開催の定時株主総会の日付をもってする取締役 D の任期満了による退任の登記が解答されていました。組織変更の際の任期に関する規定（選任後 1 年…）に従えば、同日取締役の全員が任期満了し、権利義務取締役となり、

平成31年4月5日に死亡したDについてのみ任期満了による退任の登記の申請が可能と判断すべき事案でした。しかし、同日開催の定時株主総会で任期に関する規定が変更され、変更後の任期に関する規定（選任後2年…）は取締役全員に及んでいたため、取締役Dの平成31年4月5日死亡の登記のほか、取締役Bの平成31年4月9日辞任の登記の申請が可能な事案になっていました。

取締役Dの死亡の登記について、日付を4月10日とする答案が多数ありました。独立した別紙として遺族が提出した死亡届（4月10日付けで作成・提出）が掲げられていましたが、死亡届の作成日付や提出した日付を死亡の日付と誤認しないように注意してください。死亡という事実のあった4月5日を死亡届の内容から読み取るべきでした。

辞任した取締役Bの代表取締役退任の登記について、原因を「資格喪失」とする答案が散見されました。取締役が欠格事由に該当した場合は「資格喪失」ですが、代表取締役が前提資格（取締役又は権利義務取締役の地位）を失った場合の原因は「退任」です。たしかに、この場合の登記すべき事項については「資格喪失により退任」と書く伝統がありますが、単に「退任」と書いても間違いとはいえません。これに対し、単に「資格喪失」と書くことは不正解とされるでしょう。

登録免許税額を6万円とする答案が散見されましたが、役員変更分が1万円だったので、4万円で足りました。役員変更については、変更があった日の資本金の額が1億円以下か否かによって、1万円又は3万円のどちらかを判断するようにしてください。本問の申請会社の資本金の額は終始金1300万円に過ぎませんでした。

第4欄 株式の併合における端数となる株式の買取請求について

正解者はほとんどいませんでした。配点もわずかでしたから、ここができなくてもさほど差は付きません。

標記の買取請求の結果として、申請会社が保有している自己株式の数が問われていました。正解は100株の買取請求があり、これにも100分の1とする株式の併合の効力が及ぶので「1株」が正解でした。

「8株」や「100株」とする答案が散見されましたが、これらの解答は惜しいところまで行っています。まず8株とされた方は、端数となる株式の買取請求をした株主C及びDの保有株式全部（800株）の買取りがされたと判断したことになりますが、買取請求が認められるのは、C及びDの保有株式（450株、350株）それぞれの端数となる部分（50株+50株）のみです。100株とされた方は、買取請求がされたこの株式にも株式の併合の効力が生じる点を見落とされたことになります。申請会社が自己株式100株をそのまま保有しているとしたら、このことは、株式の併合による変更後の発行済株式の総数である25株とも整合しません。